

神奈川県県税条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号）新旧対照表
 （第1条関係）（公布日施行）

新		旧	
第1条～第34条（略） 附則（略） 別表第1～別表第3（略） 別表第4（第34条関係）		第1条～第34条（略） 附則（略） 別表第1～別表第3（略） 別表第4（第34条関係）	
1～46（略）	（略）	1～46（略）	（略）
46の2 政令第9条の9 の4第1項、第9条の9 の5第1項、第32条の2 第2項及び第32条の3 第2項の規定による通 知	（略）	46の2 政令第9条の9 の8第1項、第9条の9 の9第1項、第32条の2 第2項及び第32条の3 第2項の規定による通 知	（略）
46の3～121（略）	（略）	46の3～121（略）	（略）

神奈川県県税条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号）新旧対照表
 （第2条関係）（令和4年4月1日・公布日施行）

新	旧
<p>第1条～第1条の6（略） （県税の減免）</p> <p>第2条 所長は、次に掲げる県税を減免する。 (1)～(7)の3（略） (8) 土地又は家屋を収用することができる事業を行う者の要請に基づいて、 法第73条の14第7項に規定する被収用不動産等に代わるべきものと認めら れる不動産を被収用者等に譲渡した者が、当該譲渡した不動産に代わるべ きものと認められる不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対 する不動産取得税 (9)～(40)（略）</p> <p>第2条の2～第18条（略） （解散又は合併に伴う届出）</p> <p>第19条 法人が解散し、又は合併した場合（清算中の法人が継続し、又は合併 により消滅した場合を含む。）は、その清算人又は合併後存続する法人は、 その解散又は合併の登記完了の日（法人課税信託に係る受託法人にあつては、 法人税法第4条の3第4号の規定により合併とみなされ、又は同条第8号の 規定により解散があつたものとされる日）から15日以内に、解散（合併）に 伴う届出書を所長に提出しなければならない。</p> <p>第20条～第34条（略）</p> <p>附 則 1～8（略） （条例附則第29項の規則で定める者等）</p> <p>9 条例附則第29項に規定する規則で定める者は、次項第3号又は附則第29項 第3号に規定する対象施設を取得し、かつ、運営する法人で、次に掲げる法 人のいずれかに該当するものとする。 (1)・(2)（略）</p> <p>10 条例附則第29項に規定する規則で定める家屋は、中核的民間施設（多極分 散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号。以下「多極法」という。）第22 条第3項第4号に規定する中核的民間施設をいう。以下同じ。）を構成する 施設（以下「構成施設」という。）の用に供する家屋（当該構成施設に含ま れる部分に限るものとし、当該構成施設の用に供する事務所、宿舍並びに宿</p>	<p>第1条～第1条の6（略） （県税の減免）</p> <p>第2条 所長は、次に掲げる県税を減免する。 (1)～(7)の3（略） (8) 土地又は家屋を収用することができる事業を行う者の要請に基づいて、 法第73条の14第6項に規定する被収用不動産等に代わるべきものと認めら れる不動産を被収用者等に譲渡した者が、当該譲渡した不動産に代わるべ きものと認められる不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対 する不動産取得税 (9)～(40)（略）</p> <p>第2条の2～第18条（略） （解散又は合併に伴う届出）</p> <p>第19条 法人が解散し、又は合併した場合（清算中の法人が継続し、又は合併 により消滅した場合を含む。）は、その清算人又は合併後存続する法人は、 その解散又は合併の登記完了の日（法人課税信託に係る受託法人にあつては、 法人税法第4条の7第4号の規定により合併とみなされ、又は同条第8号の 規定により解散があつたものとされる日）から15日以内に、解散（合併）に 伴う届出書を所長に提出しなければならない。</p> <p>第20条～第34条（略）</p> <p>附 則 1～8（略） （条例附則第28項の規則で定める者等）</p> <p>9 条例附則第28項に規定する規則で定める者は、次項第3号又は附則第29項 第3号に規定する対象施設を取得し、かつ、運営する法人で、次に掲げる法 人のいずれかに該当するものとする。 (1)・(2)（略）</p> <p>10 条例附則第28項に規定する規則で定める家屋は、中核的民間施設（多極分 散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号。以下「多極法」という。）第22 条第3項第4号に規定する中核的民間施設をいう。以下同じ。）を構成する 施設（以下「構成施設」という。）の用に供する家屋（当該構成施設に含ま れる部分に限るものとし、当該構成施設の用に供する事務所、宿舍並びに宿</p>

新	旧
<p>泊施設、附属駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店及び物品販売施設でその利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるもの(以下「事務所等」という。)を除く。第1号及び第2号において同じ。)で次に掲げる要件に該当するもののうち、法第6条の規定により固定資産税が軽減又は免除をされるものとする。</p>	<p>泊施設、附属駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店及び物品販売施設でその利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるもの(以下「事務所等」という。)を除く。第1号及び第2号において同じ。)で次に掲げる要件に該当するもののうち、法第6条の規定により固定資産税が軽減又は免除をされるものとする。</p>
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
11 (略)	11 (略)
<p>12 条例<u>附則第29項</u>に規定する規則で定める取得は、同項に規定する公表の日以後の取得とし、かつ、土地の取得にあつては、当該土地の取得の日から1年を経過する日までに当該土地を敷地とする附則第10項に規定する家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得とする。</p>	<p>12 条例<u>附則第28項</u>に規定する規則で定める取得は、同項に規定する公表の日以後の取得とし、かつ、土地の取得にあつては、当該土地の取得の日から1年を経過する日までに当該土地を敷地とする附則第10項に規定する家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得とする。</p>
(不動産取得税の不均一課税に関する届出)	(不動産取得税の不均一課税に関する届出)
<p>13 条例<u>附則第29項</u>の規定による不動産取得税の不均一課税の適用を受けようとする者は、中核的民間施設に係る不動産の取得に関する届出書(附則第1号様式の3)を所長に提出しなければならない。</p>	<p>13 条例<u>附則第28項</u>の規定による不動産取得税の不均一課税の適用を受けようとする者は、中核的民間施設に係る不動産の取得に関する届出書(附則第1号様式の3)を所長に提出しなければならない。</p>
14 (略)	14 (略)
(不動産取得税の徴収猶予の申請書等)	(不動産取得税の徴収猶予の申請書等)
<p>15 条例<u>附則第30項</u>の規定により不動産取得税の徴収猶予を受けようとする者が提出すべき申請書は、附則第1号様式の5とする。</p>	<p>15 条例<u>附則第29項</u>の規定により不動産取得税の徴収猶予を受けようとする者が提出すべき申請書は、附則第1号様式の5とする。</p>
16～27 (略)	16～27 (略)
<p>28 第54号様式の適用については、条例<u>附則第45項</u>に規定する各年度分の個人の県民税に関する報告に限り、同様式中 「(略) 」 とあるのは、 「</p>	<p>28 第54号様式の適用については、条例<u>附則第44項</u>に規定する各年度分の個人の県民税に関する報告に限り、同様式中 「(略) 」 とあるのは、 「</p>

新

県	均等割額	-----				
	所得割額	-----				
	計	-----				
市民	内	当該年度の収入となるべき額	(ア)	(カ)	(キ)	
		翌年度の収入となるべき額	/	/	/	/
	前年度の課税額のうち本年度に調定した額	/	(ク)	/	/	/
特定控分率		$\frac{(ア)+(カ)+(キ)+(ク)}{(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ)+(キ)+(ク)}$				
備	考					

備考 県民税の各欄の上段には、個人の県民税について、神奈川県県税条例附則第45項に規定する税率の適用がないものとして計算した場合の税額を、それぞれ記載してください。

とする。

(条例附則第44項の規則で定める構築物)

29 条例附則第44項に規定する規則で定める構築物は、構成施設の用に供する構築物（当該構成施設に含まれる部分に限るものとし、当該構成施設の用に供する事務所等を除く。第1号及び第2号において同じ。）で次に掲げる要件に該当するもののうち、当該構築物につき法第342条の規定により市町村が固定資産税を課すべきこととなる場合において法第6条の規定により固定資産税が軽減又は免除をされるものとする。

(1)～(3) (略)

30～33 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (第2条の2関係)

1～9 (略)	(略)
10 第2条第7号の3	取得した不動産について法 <u>第73条の14第8項</u> の規定

旧

県	均等割額	-----				
	所得割額	-----				
	計	-----				
市民	内	当該年度の収入となるべき額	(ア)	(カ)	(キ)	
		翌年度の収入となるべき額	/	/	/	/
	前年度の課税額のうち本年度に調定した額	/	(ク)	/	/	/
特定控分率		$\frac{(ア)+(カ)+(キ)+(ク)}{(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ)+(キ)+(ク)}$				
備	考					

備考 県民税の各欄の上段には、個人の県民税について、神奈川県県税条例附則第44項に規定する税率の適用がないものとして計算した場合の税額を、それぞれ記載してください。

とする。

(条例附則第43項の規則で定める構築物)

29 条例附則第43項に規定する規則で定める構築物は、構成施設の用に供する構築物（当該構成施設に含まれる部分に限るものとし、当該構成施設の用に供する事務所等を除く。第1号及び第2号において同じ。）で次に掲げる要件に該当するもののうち、当該構築物につき法第342条の規定により市町村が固定資産税を課すべきこととなる場合において法第6条の規定により固定資産税が軽減又は免除をされるものとする。

(1)～(3) (略)

30～33 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (第2条の2関係)

1～9 (略)	(略)
10 第2条第7号の3	取得した不動産について法 <u>第73条の14第7項</u> の規定

新		旧	
に規定する不動産取得税の減免	が適用されるものとして算出した税額に相当する額と税額との差額	に規定する不動産取得税の減免	が適用されるものとして算出した税額に相当する額と税額との差額
11～46 (略)	(略)	11～46 (略)	(略)
別表第3 (略)		別表第3 (略)	
別表第4 (第34条関係)		別表第4 (第34条関係)	
1～45 (略)	(略)	1～45 (略)	(略)
45の2 法第53条第62項及び第63項並びに政令第24条の4第8項及び第24条の4の3第3項において準用する政令第24条の3第6項の規定による通知	法人税並びに法人事業税及び特別法人事業税の申告書提出期限延長処分等の通知書 第61号様式の2 法人税の確定申告書提出期限延長処分等の通知書 第61号様式の3	45の2 法第53条第42項及び第43項並びに政令第24条の4第8項及び第24条の4の3第3項において準用する政令第24条の3第6項の規定による通知	法人税並びに法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の申告書提出期限延長処分等の通知書 第61号様式の2 法人税の確定申告書又は連結確定申告書提出期限延長処分等の通知書 第61号様式の3
45の3 法第53条第70項及び第72条の32の2第2項の規定による申請並びに法第53条第76項及び第72条の32の2第8項の規定による届出	(略)	45の3 法第53条第51項及び第72条の32の2第2項の規定による申請並びに法第53条第57項及び第72条の32の2第8項の規定による届出	(略)
45の4 法第53条第72項及び第72条の32の2第4項の規定による通知	(略)	45の4 法第53条第53項及び第72条の32の2第4項の規定による通知	(略)
45の5 法第53条第75項及び第72条の32の2第7項の規定による通知	(略)	45の5 法第53条第56項及び第72条の32の2第7項の規定による通知	(略)
46 (略)	(略)	46 (略)	(略)
46の2 政令第9条の9の4第1項及び第2項の規定による通知	(略)	46の2 政令第9条の9の4第1項、第9条の9の5第1項、第32条の2第2項及び第32条の3第2項の規定による通知	(略)
46の3 法第55条の2第	(略)	46の3 法第55条の2第	(略)

新		旧	
4項 <u>、第72条の38の2第12項及び第72条の39の2第4項</u> において準用する法第15条の3第3項の規定による通知		4項、 <u>第55条の4第4項</u> 、第72条の38の2第12項、 <u>第72条の39の2第4項</u> 及び第72条の39の4第4項において準用する法第15条の3第3項の規定による通知	
46の4～48の5 (略)	(略)	46の4～48の5 (略)	(略)
49 (略)	<u>法人事業税及び特別法人事業税の申告書提出期限延長承認等通知書(納税者用)</u> 第66号様式	49 (略)	<u>法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の申告書提出期限延長承認等通知書(納税者用)</u> 第66号様式
	<u>法人事業税及び特別法人事業税の申告書提出期限延長承認等申請の却下通知書</u> 第66号様式の2		<u>法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の申告書提出期限延長承認等申請の却下通知書</u> 第66号様式の2
49の2 (略)	<u>法人事業税及び特別法人事業税の申告書提出期限延長承認通知書(都道府県知事用)</u> 第66号様式の3	49の2 (略)	<u>法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の申告書提出期限延長承認通知書(都道府県知事用)</u> 第66号様式の3
49の3 (略)	<u>法人事業税及び特別法人事業税の申告書提出期限延長承認等取消通知書</u> 第66号様式の4	49の3 (略)	<u>法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の申告書提出期限延長承認等取消通知書</u> 第66号様式の4
	<u>法人事業税及び特別法人事業税の申告書提出期限延長承認等変更通知書</u> 第66号様式の5		<u>法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の申告書提出期限延長承認等変更通知書</u> 第66号様式の5
49の4 (略)	(略)	49の4 (略)	(略)
49の5 (略)	<u>法人事業税及び特別法人事業税徴収猶予申請書</u> 第66号様式の9	49の5 (略)	<u>法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税徴収猶予申請書</u> 第66号様式の9
49の6 (略)	<u>法人事業税及び特別法人事業</u> 第66号様式の10	49の6 (略)	<u>法人事業税及び特別法人事業</u> 第66号様式の10

新		旧	
	税徴収猶予期間延長申請書		税又は地方法人特別税徴収猶予期間延長申請書
49の7～106 (略)	(略)	49の7～106 (略)	(略)
107 法第177条の11第2項の納税通知書	(略)	107 法第151条第2項の納税通知書	(略)
108～121 (略)	(略)	108～121 (略)	(略)